

男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）

～人がひととして尊重されいきいきと暮らせる

男女共同参画社会の実現をめざして～

八王子市

令和6年度（2024年度）～ 令和13年度（2031年度）

～男女共同参画社会の実現をめざして～

八王子市長 ●●●●

あいさつ

令和6年（2024年）3月

目 次

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

八王子市では、平成11年（1999年）4月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」（以下「プラン」という。）を策定以降、基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざして、総合的な取組を進めてきました。

こうした取組によって、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、アンコンシャス・バイアス¹を含む性別による固定的な役割分担意識や、役割分担に基づく制度や慣行など、社会の構造的な問題が依然として根強く残っています。また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、多様化する暴力に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。加えて、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、「孤独・孤立対策」の視点など、女性への支援強化は喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進するため、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」（以下「第4次プラン」という。）を策定しました。

2. 計画策定の背景

（1）八王子市の取組

本市においては、平成元年（1989年）4月の「女性のための八王子プラン」策定以降、「平和で豊かな男女共同参画社会の形成」をめざして取組をすすめてきました。平成6年（1994年）に「女性のための八王子プラン－改訂版－」、平成11年（1999年）4月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定し、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」をめざして、総

¹ アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている無意識の思い込み。

合的な取組を行ってきました。その後、「男女共同参画社会基本法」などの新たな法律の制定や社会状況の変化を受け、平成 11 年（1999 年）12 月、市は、「男女共同参画都市」を宣言しました。また、平成 15 年（2003 年）8 月には、男女共同参画課を設置するとともに、同年 12 月に八王子市クリエイトホール内に「八王子市男女共同参画センター」を開設し、男女共同参画施策の推進体制を整えました。平成 16 年（2004 年）3 月には「男女が共に生きるまち八王子プラン」の改定を行うとともに、同年 9 月に学識経験者や公募市民で構成する「八王子市男女共同参画施策推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けてきました。その後、社会情勢の変化等に対応するとともに、国や東京都の動向等を踏まえ、平成 21 年（2009 年）、平成 26 年（2014 年）、平成 29 年（2017 年）、平成 31 年（2019 年）に改定を行ってきました。

令和 5 年（2023 年）4 月には、これまで以上に男女共同参画を推進するために、「八王子市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき男女共同参画推進審議会を設置し、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 4 次）」の策定に向けた検討を行いました。

(2) 男女共同参画を取り巻く動向

① 世界の動き

男女共同参画に関する国際的な動向としては、昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、5～10 年ごとに「世界女性会議」が開催されています。昭和 54 年（1979 年）には国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

平成 7 年（1995 年）には北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメント（力をつけること）やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ²、女性に対する暴力の根絶等について言及した北京宣言及び行動綱領が採択されました。

平成 12 年（2000 年）には、ニューヨークで「女性 2000 年会議」が開催され、その後、平成 17 年（2005 年）には、第 49 回国連婦人の地位委員会として「北京+10」閣僚級会合が開催されました。平成 22 年（2010 年）には、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が開催され、その後、平成 23 年（2011 年）には、「UN Women³」が正式発足されました。

平成 28 年（2016 年）の第 60 回国連婦人の地位委員会では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」⁴をテーマに検討され、規範的、法的、政策的な枠組みの強化、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントのための資金調達が容易な環境の育成、持続可能な開発のあらゆる分野における意思決定における女性のリーダーシップ

² リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。平成 6 年(1994 年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても議論されています。

³ UN Women

平成 22 年(2010 年)7 月 2 日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM（国連女性開発基金）の 4 機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の略称。

⁴ 「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」

平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた目標（SDGs）の第 5 目標では、「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図ること」としています。

の強化等の要請が合意されました。

このように男女共同参画が世界的な課題となり、様々な分野で取組が進展する一方で日本は、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が各国の男女間の格差を数値化した GGI（ジェンダーギャップ指数）⁵において、令和5年（2023年）の順位は146か国中125位と先進国では最低水準となっています。

⁵ GGI（ジェンダーギャップ指数）

各国における男女格差を測る指標の一つ。経済、教育、政治、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。令和5年(2023年)の各分野の日本の順位は以下のとおり。

- 全体：125位（0.647） ■ 経済分野：123位（0.561） ■ 教育分野：47位（0.997）
- 政治分野：138位（0.057） ■ 健康分野：59位（0.973）

② 国の動き

国においては、昭和 60 年（1985 年）、「国籍法」の改正や、「勤労婦人福祉法」の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）への改正を経た上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成 12 年（2000 年）には、この法律に基づく初めての計画となる「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成 17 年（2005 年）12 月に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年（2010 年）には男性や子どもにとっての男女共同参画や地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進などの重点分野と成果目標を設定した「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27 年（2015 年）12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における女性の活躍推進のための施策を充実させることなどを改めて強調しました。さらに、令和 2 年（2020 年）12 月には、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点も盛り込んだ「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

働く場面においては、平成 25 年（2013 年）12 月に「男女雇用機会均等法」が改正され、間接差別となり得る措置の範囲の見直しが行われました。また、平成 28 年（2016 年）3 月の改正では、妊娠・出産等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。令和 2 年（2020 年）6 月には、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となるとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止対策が強化されました。

平成 28 年（2016 年）4 月には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が施行されました。一定規模以上の事業主に対し、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務づけられ、令和元年（2019 年）には、対象事業所の拡大や情報公表の強化等を内容とする改正が行われました。

平成 30 年（2018 年）5 月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和 3 年（2021 年）6 月には、政治等の取組推進、国、地方公共団体の施策・責務の強化等の改正が行われました。

他方、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する施策として、平成3年（1991年）に「育児休業等に関する法律」が成立しました。平成7年（1995年）の改正では「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、平成11年（1999年）の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）となりました。「育児・介護休業法」は、平成28年（2016年）3月に改正され、介護休業の分割取得や介護のための所定外労働の制限、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和、育児休業等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。さらに、平成29年（2017年）3月の改正では、保育所に入るまで育児休業を取得出来るようにする措置や事業主に対し対象者への育児休業制度の周知や取得勧奨の規定などが設けられました。そして、令和3年（2021年）6月の改正では、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等に関する改正が行われました。

配偶者等からの暴力対策としては、平成13年（2001年）10月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為であると規定されました。その後、平成20年（2008年）1月の改正では、保護命令制度の拡充や配偶者暴力対策に関する基本計画の策定が新たに追加され、さらに、平成26年（2014年）1月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、DV防止法の対象とし、あわせて法律名も一部変更となりました。令和6年（2024年）4月から、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化に関する一部改正を行い施行されます。

あらゆる暴力の根絶に関する分野では、DV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年（2019年）6月に制定されました。児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化され、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況となっていることを受け、平成29年（2017年）4月、注意喚起と相談窓口の設置と紹介等、性犯罪の被害防止に向けた取り組みを始めました。また同年には刑法が改正され、被害者を女性に限っていた「強姦罪」、「準強姦罪」から、男性も対象に含める「強制性交等罪」、「準強制性交等罪」に名称が変更され、法定刑の下限を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げる変更や、親告罪の規定の削除等が盛り込まれました。令和5年（2023年）6月には、同意がない性行為が犯罪になることが明確化されたり、性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられるなどの刑法の一部改正が行われました。

また、女性をめぐるのは、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍によりこうした

課題が顕在化しました。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中、令和6年（2024年）4月から、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とした売春防止法から分離し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

③ 東京都の動き

東京都においては、平成 12 年（2000 年）3 月に、全国の自治体に先がけて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 年（2002 年）に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定し、その後、5 年ごとに改定しました。

配偶者等からの暴力に対しては、平成 14 年（2002 年）に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」の中で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げ、取組が開始されました。また、同年に配偶者暴力相談支援センター機能が整備され、その後、平成 16 年（2004 年）のDV防止法改正で都道府県に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施」に関する基本計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成 18 年（2006 年）3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。

平成 29 年（2017 年）3 月には、「東京都男女平等参画推進総合計画」として、「Ⅰ東京都女性活躍推進計画」「Ⅱ東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。このうち、「Ⅰ東京都女性活躍推進計画」では、女性の活躍の場を「職場・家庭・地域などあらゆる場」としており、職業生活にとどまらず、「あらゆる場」での女性の活躍をめざすこととしています。

また、「JKビジネス」と呼ばれる接客サービスを売り物にする営業により女子高校生等が性的な被害に遭う問題などが発生し、青少年の健全な育成に影響を及ぼしていることを受け、平成 29 年（2017 年）7 月に「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

令和 4 年（2022 年）4 月、女性の活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」とDV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」により構成される「東京都男女平等推進総合計画」が策定されました。

また、令和 4 年（2022 年）6 月、東京都男女平等参画基本条例を一部改正し、都の施策・方針の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるために、附属機関等の委員構成について男女の比率を割り当てるクォータ制⁶を導入しています。

⁶ クォータ制

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度。

④ 地方公共団体の動き

男女共同参画社会基本法は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

市区町村における男女共同参画社会を形成する手法として、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的とする男女共同参画都市宣言の実施があります。本市においても、平成 11 年（1999 年）に、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし「八王子市男女共同参画都市宣言」を実施しています。

また、男女共同参画の形成を図るうえで、その基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにする男女共同参画に関する条例の制定があります。男女共同参画に関する条例を制定した地方公共団体については、平成 12 年（2000 年）に 5 つの自治体で制定され、令和 4 年（2022 年）4 月現在、46 都道府県・全政令指定都市において制定されています。中核市 62 市のうち 51 市と約 8 割が制定しています。東京都内の多摩地域においては、26 市のうち 13 市が制定し、本市も令和 4 年（2022 年）12 月に制定し、令和 5 年（2023 年）4 月から施行しています。

II 計画の基本的な考え方

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と目標

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下に平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

また、「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を定めています。

本計画は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」にうたわれている理念を尊重し、以下のとおり基本目標を掲げています。

● 基本目標 ●

人がひととして尊重されいきいきと暮らせる

男女共同参画社会の実現をめざして

2. 計画の位置づけと期間

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために、八王子市の行動計画として示すものです。
- (2) 本計画は、「八王子市男女共同参画推進条例」第 14 条第 1 項の規定に基づき、市町村男女共同参画計画として策定しています。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定められた市町村基本計画として位置づけ、「八王子市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とします。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定められた市町村推進計画として位置づけ、「八王子市女性活躍推進計画」とします。
- (5) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に定められた市町村基本計画として位置づけ、「八王子市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とします。
- (6) 本計画は、八王子市基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン 2040」の個別計画として策定しています。
- (7) 本計画は、八王子市男女共同参画推進審議会からの意見や令和 4 年度市民意識・実態調査結果、社会情勢の変化などを踏まえて策定しています。
- (8) 第 4 次プランの期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 8 か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の特徴

男女共同参画社会の実現をより一層加速化していくために、また、八王子市男女共同参画推進条例の施行により、行政と市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組むために、重点を絞った計画とします。

そのためには、行政が率先して取り組むことが市全体の推進力となることから、行政での取組も強化していきます。

(1) 重点的に取り組むための目標

重点目標 1：あらゆる分野において男女が共に参画しよう

重点目標 2：社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

重点目標 3：DV や性暴力などをなくそう

(2) 年次の評価と公表

本計画の計画期間中、年度毎に進捗状況の評価を行い、市民に公表します。評価にあたっては、八王子市男女共同参画推進審議会から意見をいただき、男女共同参画施策に資する取組に反映していきます。

(3) 成果指標と数値目標の設定

本計画では、計画全体の進捗度を測るために、指標と数値目標を設定しています。

4. 体系図

基本目標	重点目標	(重点目標を達成するための) 課題	(課題解決に必要な) 取組の方向性	頁	
人がひととして 男女共同参画社会の 実現をめざして	1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう	1-1 男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。 このような状況を解決していくためには、その土台となるあらゆる分野で活躍する女性を増やすことが重要です。	取組1-1 あらゆる分野における女性の参画拡大		
			(1) 女性の参画の土台づくり (女性が社会で活躍するための支援)		
			(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進		
	2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう	2-1 性別による固定的な役割分担意識については市民意識実態調査では意識改善しているように見受けられます。しかし、実際の職場や地域、家庭などでの言動や行動が伴っていない現状があり、これまでとは異なる意識改善のアプローチが重要となります。	取組2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革	(1) 組織単位での意識啓発	
				(2) 子どもへの意識啓発	
				(3) 大人への意識啓発	
		2-2 性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、同時に役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことが重要となります。組織に制度や慣行が残っていると個々人の意識が変わっても発言や行動がしづらく、男女共同参画が進まないからです。	取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し	(1) 職場・地域等における環境づくり	
	3 DVや性暴力などをなくそう	3-1 DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、自分が被害者であると気づかないまま深刻化することがあります。被害者ができる限り早く相談先につながるということが重要となります。 また、暴力は決して許されるものではないという認識を社会で共有することも重要です。	取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶	(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組	
(2) 様々な相談メニューの実施					
(3) 関係機関と連携した切れ目のない支援					
(4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発					
	3-2 女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。 こうした困難な問題やその背景、心身の状況等に応じた支援の提供が重要となります。	取組3-2 困難を抱える女性等への支援	(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組		
			(2) 様々な相談メニューの実施		
			(3) 関係機関と連携した切れ目のない支援		
			(4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発		

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

は、本市における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

5. 指標の一覧

本計画では、計画の進捗度を的確に把握、評価することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、数値目標を設定します。

全体			
	指標	現状値	目標値
1	「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合	33.8%	50.0%

重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう			
	指標	現状値	目標値
2	市が設置する附属機関等における女性の割合	30.2%	40.0%
3	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）	43.5%	50.0%

重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう			
	指標	現状値	目標値
4	「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	48.3%	60%
5	「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	45.9%	60%

重点目標3 DVや性暴力などをなくそう

	指 標	現状値	目標値
6	生命(いのち)の安全教育実施回数	42 回/年	45 回/年
7	男女共同参画センター新規相談件数	670 件/年	1,000 件/年

行政が推進力

	指 標	現状値	目標値
8	市の女性管理職の割合	12.6%	30%
9	男性職員の育児休業取得率	79.7%	85%

※現状値は令和4年度(2022年度)の値。8「市の女性管理職の割合」については、令和5年(2023年)4月1日現在。

Ⅲ 計画の内容

Ⅲ 計画の内容

重点目標 1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう

【現状・課題】

男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。

人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が生かされない状況では、女性にとって生きづらだけでなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できず、多様性に欠けることでイノベーションが生まれにくくなり、持続可能な社会の実現は難しいと言えます。

各種調査結果から見ると、政治分野では、地方議会における女性議員の割合は都道府県議会では3割、市区町村議会では2割未満という状況にあります。

また、経済分野では、管理職に占める女性の割合は、係長級で2割、課長級で1割、部長級では1割を切っている状況であり、一般労働者の平均勤続年数においては、男性が13年、女性が9年という状況です。大学研究者の採用に占める女性の割合では、人文科学では4割と比較的高いものの、他は3割以下であり、中でも理学、工学は1割台という状況にあります。

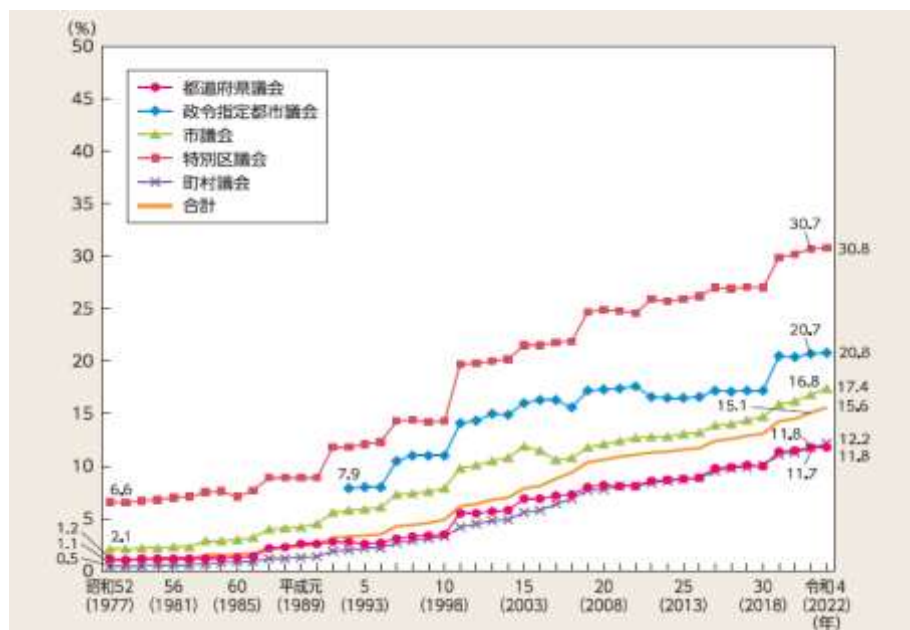
行政分野では、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合は、都道府県で3割代半ば、市区町村では2割代後半という状況にあり、各分野における女性の割合は低い状況ということが伺えます。

本市においては、職員における女性の割合は約38%ですが、管理職の女性の割合を見たときに、ここ数年12%台から15%台を推移しており、女性の割合は低い状況にあります。

このような状況を解決していくためには、その土台となるあらゆる分野で活躍する女性を増やすことが重要であり、また、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、人生100年時代において、男女が共に健康で安心して生活することにつながります。

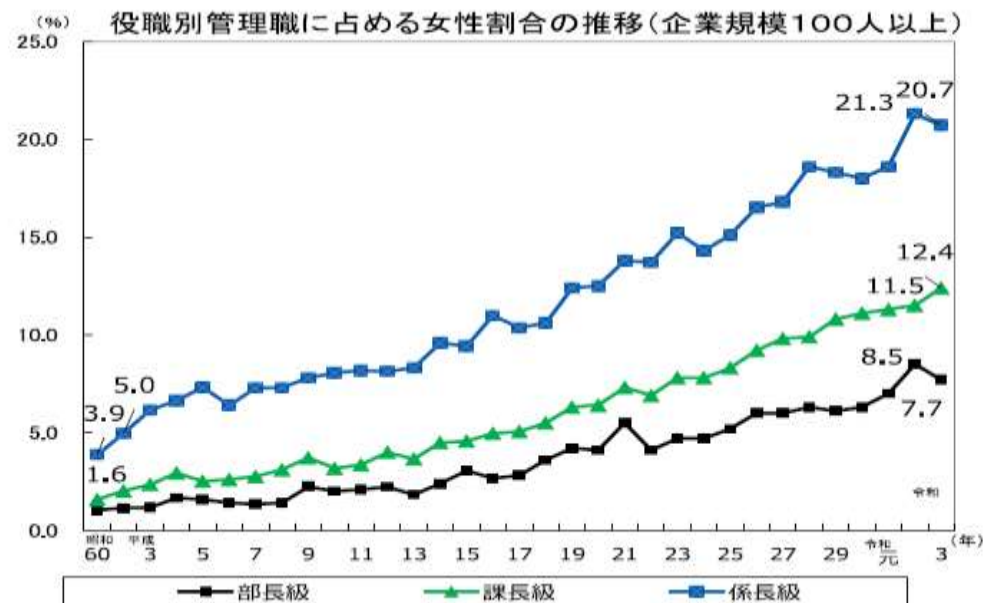
その実現のためには、多様な働き方の定着や、子育て・介護等と仕事の両立を支援する環境の整備が必要です。

地方議会における女性議員割合の推移



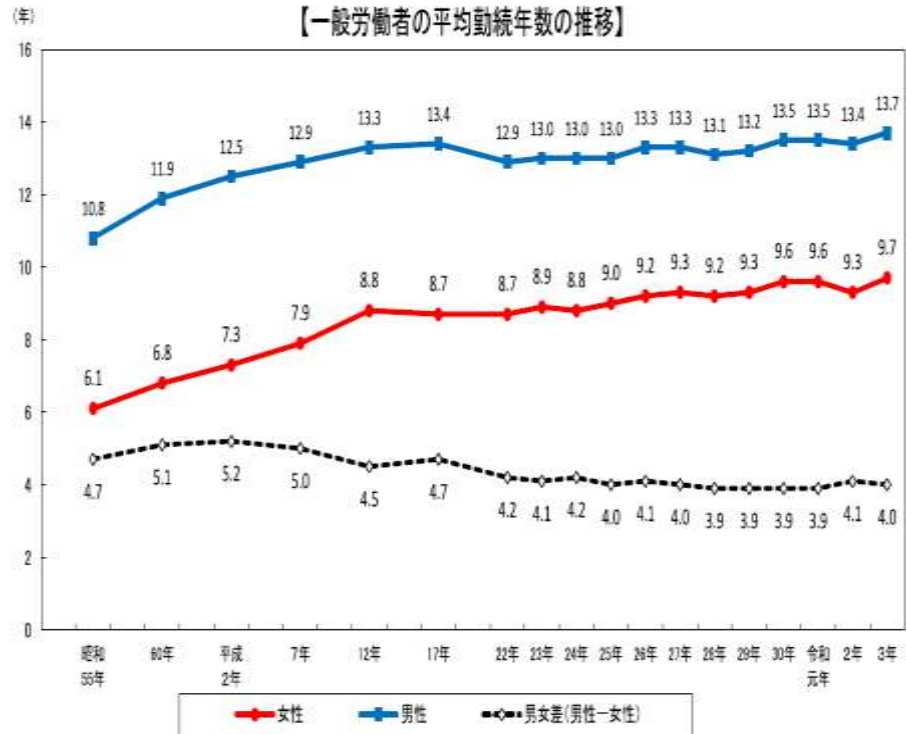
出典：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

役職別管理職に占める女性割合の推移



出典：厚生労働省 賃金構造基本統計調査

一般労働者の平均勤続年数の推移



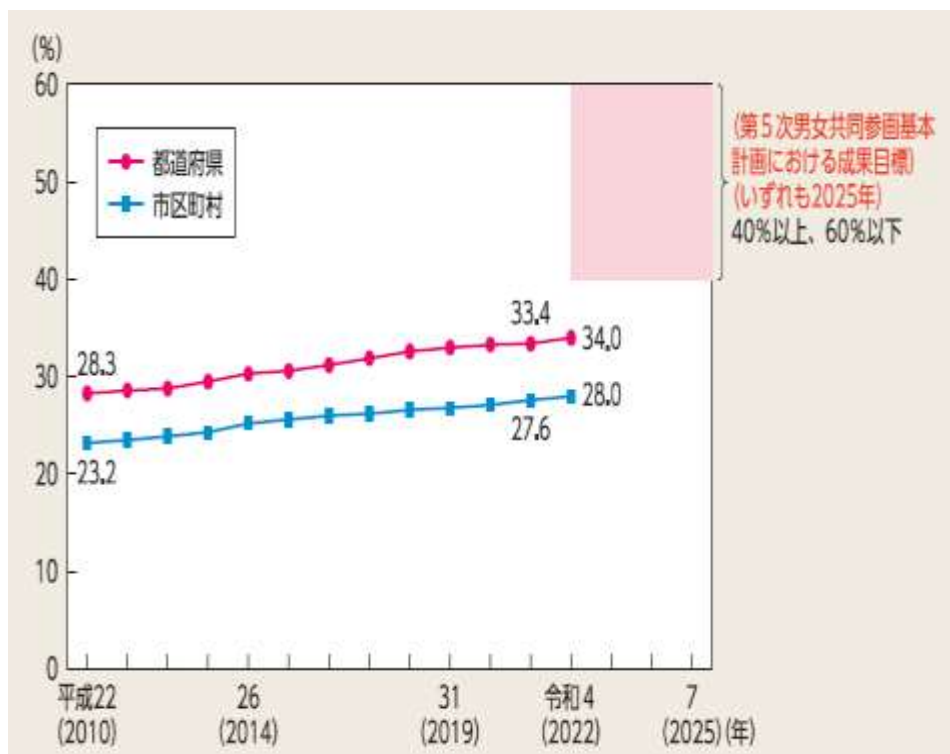
出典：厚生労働省 賃金構造基本統計調査

大学研究者の採用に占める女性の割合

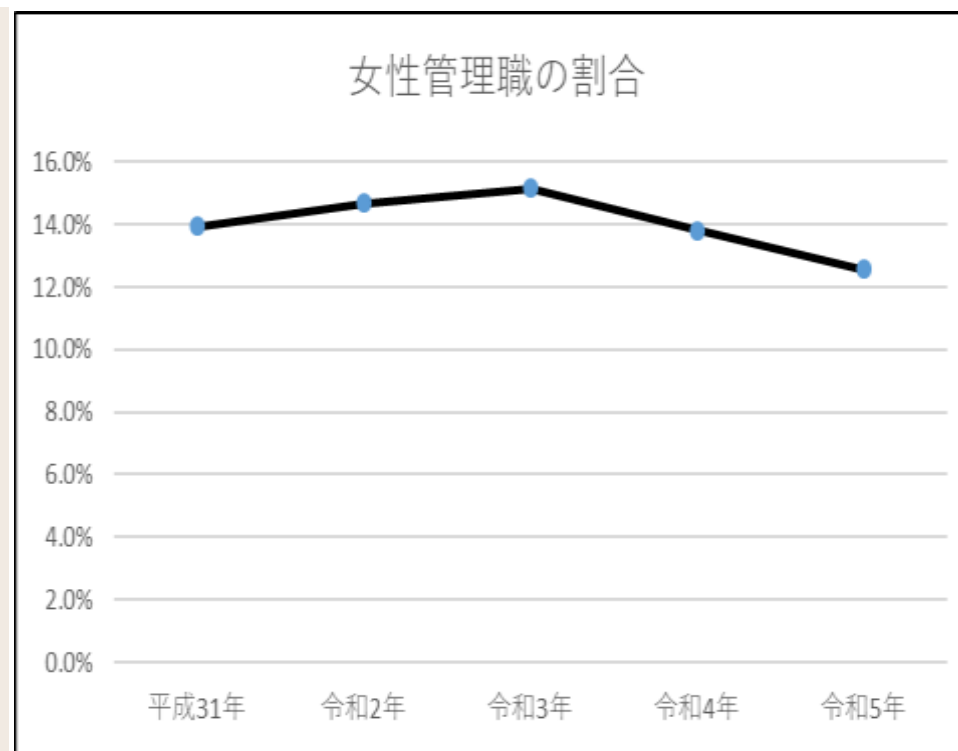


出典：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合



八王子市職員の管理職に占める女性の割合



出典：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

[取組・取組の方向性]

取組

1—1 あらゆる分野における女性の参画拡大

取組の方向性

- (1)女性の参画の土台づくり（女性が社会で活躍するための支援）
- (2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進
- (3)意思決定過程への女性の参画拡大

取組 1-1 あらゆる分野における女性の参画拡大

取組の方向性 (1)女性の参画の土台づくり(女性が社会で活躍するための支援)

働くことを希望する女性がライフステージに応じて能力を十分に発揮できることが大切です。女性の就労継続及び就労する女性のキャリア形成に向けて取り組みます。

また、出産や子育てによって離職した女性の再就職を支援します。

取組No.	主な取組	概要
充実 1	女性の就業継続やキャリア形成促進への支援(充実)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や女性を対象としたセミナー等の開催により女性の就業継続やキャリア形成を支援 ○リスクリング¹の推進(新規) ○研修等の際の託児サービスの実施
継続 2	セクシュアル・ハラスメント等防止 (21に再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談
充実 3	女性の再就職支援(充実)	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・子育て、介護等のために離職した女性の就労につながる知識の習得や意識向上 ○就労を希望する女性に対し、情報提供と就労のための支援 ○リカレント教育²の推進(新規) ○リカレント教育や就職活動の際の託児サービスの実施
新規 4	子どもの頃からの意識醸成(新規) (17に再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが性別に捉われない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成(キャリア教育)

¹リスキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、させること。

²リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学び。

取組の方向性 (2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進

家事・育児等における女性の負担軽減と男性の参画を促すとともに、社会における支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

取組No.	主な取組	概要
充実 5	職場等における環境づくり（充実） （20 に再掲）	○男性の育児休業取得率の向上 ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消 ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換 ○職場環境づくり支援
継続 6	社会における支援	○保育所・学童保育所、一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業 ○高齢者、障害者のためのショートステイ等の支援事業
充実 7	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり（充実） （22 に再掲）	○男性の育児休業を推進（充実） ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消
継続 8	【行政が推進力】 産前産後休暇・育児休業取得者への研修の実施及び情報提供	○産前産後休暇・育児休業取得中の職員に対してリモートでの研修の実施や情報提供

取組の方向性 (3)意思決定過程への女性の参画拡大

政策や方針の意思決定過程への女性の参画を実現させるために、女性管理職を増やすなどの取組を進めます。

取組No.	主な取組	概要
充実 9	企業における女性活躍推進に向けた取組(充実)	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の取組を支援 ○企業経営者・社員を対象とした意識啓発と情報提供(充実)
充実 10	附属機関等への女性の登用推進(充実)	<ul style="list-style-type: none"> ○附属機関等の委員等の改選や新たな附属機関等の設置において、女性の登用の推進(充実) ○審議会等の際の託児サービスの実施(新規)
充実 11	【行政が推進力】 女性管理職比率の向上(充実)	<ul style="list-style-type: none"> ○政策や方針の意思決定過程への女性の参画を実現させるために、女性管理職を増やす(充実) ○キャリア形成につながる人材育成

重点目標 2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

【現状・課題】

世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われていす。急速なデジタル化やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や社会構造が大きく変化していくなか、多様な生き方、多様な価値観を認め合っていくことは、これからの社会発展のためには大変重要なことであります。

令和4年度内閣府「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関する調査では、「男性は仕事をして家計を支えるべき」が1位（男性48.7%、女性44.9%）、次いで「女性には女性らしい感性があるものだ」が2位（男性45.7%、女性43.1%）と、男女ともに半数近くの人が性別役割意識を持っていました。また、職場項目においては、20代男女では「男性は出産休暇／育児休業を取るべきでない」が男性18.2%に対し女性9.7%、「職場では、女性は男性のサポートにまわるべきだ」が男性20.5%に対し女性13.4%と男性の方が高い傾向にありました。

こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、同時に役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことが必要です。

しかしながら個々人の意識が変わったとしても、組織に制度や慣行が残っていると、周囲に合わせてしまう同調圧力や、合理的な判断よりも集団的判断を優先してしまうグループシンクなどが発生しやすく、個々人が発言・行動したくともできない状況になってしまいがちになります。

したがって、組織単位での意識改革を行い、制度や慣行を変えることが重要になります。

また、個人の意識も長い年月の経験値から形成されていくため、一人ひとりが性別に捉われない生き方を選択することができるように子どもの頃からの啓発が大切となります。一方で、子どものそばには様々な場面で大人の関わりがあり、大人の言動、行動を子どもは無意識の中で体験、体感することとなります。子どもの意識醸成に影響を与える大人が持つアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えるための意識啓発も大切なこととなります。

そこで、これからを担う子どもたち、その子どもたちに関わる大人たちへの意識啓発を行うことが必要となります。

性別役割意識

性別役割に対する考え						
	男性 上位10項目	回答者数：5452	(%)	女性 上位10項目	回答者数：5384	(%)
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ		48.7	男性は仕事をして家計を支えるべきだ		44.9
2	女性には女性らしい感性があるものだ		45.7	女性には女性らしい感性があるものだ		43.1
3	女性は感情的になりやすい		35.3	女性は感情的になりやすい		37.0
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		34.0	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.2
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.8	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		27.2
6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない		33.1	女性はか弱い存在なので、守られなければならない		23.4
7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.4	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		21.6
8	男性は人前で泣くべきではない		28.9	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		21.5
9	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		28.6	組織のリーダーは男性の方が向いている		20.9
10	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		28.4	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい		20.9

出典：内閣府 令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究

職場項目における性別役割意識



出典：内閣府 令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究

取 組

2 - 1 性別による固定的な役割分担意識の改革

取組の方向性

- (1) 組織単位での意識啓発
- (2) 子どもへの意識啓発
- (3) 大人への意識啓発

取 組

2 - 2 職場や地域における制度・慣行の見直し

取組の方向性

- (1) 職場・地域等における環境づくり

取組 2-1 性別による固定的な役割分担意識の変革

取組の方向性 (1)組織単位での意識啓発

事業者や地域活動団体等に対し、組織単位での意識啓発を行います。

取組No.	主な取組	概要
継続 12	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供
新規 13	事業者に対する男女共同参画の意識啓発(新規)	○事業者に対して、アンコンシャス・バイアスや性別による固定的役割分担意識等の男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を実施
新規 14	地域活動団体への意識啓発(新規) (23に再掲)	○地域活動における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施
充実 15	【行政が推進力】 職員研修の充実(充実)	○管理職も含めた職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施
継続 16	【行政が推進力】 男女共同参画の視点に立った行政運営	○施策や事業を構築・実施するうえで、男女共同参画の視点にたった運用の促進

取組の方向性 (2)子どもへの意識啓発

未来を担う子どもたちが自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選択する力を身に着けるよう、意識啓発を行います。

取組No.	主な取組	概要
新規 17	子どもの頃からの意識醸成（新規） （4の再掲）	○一人一人が性別に捉われない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成 （キャリア教育）

取組の方向性 (3)大人への意識啓発

未来を担う子どもたちが多様な生き方を選択できるために、子どもに関わる大人に対して意識啓発を行います。

取組No.	主な取組	概要
充実 18	幼稚園、保育所、学校、児童館、学童保育所等教育関係者への意識づくり（充実）	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、幼稚園、保育所、学校、児童館、学童保育所等教育関係者を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発を実施
充実 19	地域、保護者等への意識づくり（充実）	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、地域、保護者等を対象に男女共同参画への理解を深めるための意識啓発を実施

取組 2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し

取組の方向性 (1) 職場・地域等における環境づくり

職場や地域における性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を変えるため、事業者・地域等の環境づくりのための情報提供や支援等を行います。

取組No.	主な取組	概要
充実 20	職場等における環境づくり（充実） （5の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業取得率の向上 ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消 ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換 ○職場環境づくり支援
継続 21	セクシュアル・ハラスメント等防止 （2の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談
充実 22	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり（充実） （7の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業を推進（充実） ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消
新規 23	地域活動団体への意識啓発（新規） （14の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施

重点目標 3 DV や性暴力などをなくそう

【現状・課題】

ドメスティック・バイオレンス⁷（以下、「DV」という。）や性犯罪・性暴力等の「性別に起因する暴力」は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。こうした暴力は、その対象の性別を問わず、重大な人権侵害です。

その中でもDVは、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者であることを自覚しないまま、周囲も気付かないうちに暴力が深刻化していることもあります。

コロナ禍においては、外出自粛や休業による在宅時間が増加したことに伴い、DV被害の潜在化、さらなる深刻化が懸念されています。男女共同参画センターにおける相談件数は、令和元年度（2019年度）に3,673件に達しましたが、以降は緩やかに減少しています。しかし、DVに関する相談件数の割合はほぼ横ばいに推移しており、DVは依然として大きな問題となっています。さらに、男女共同参画センターで実施する相談事業のうち、「女性のための総合相談」（電話・対面）では、新規相談者の割合が年々増加しています。令和4年度（2022年度）市民意識・実態調査によると、DV又はデートDV⁸を受けたことがある人のうち、「相談しなかった（できなかった）」という人の割合は64.5%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が32.7%、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が29.8%となっています。相談することを躊躇せずに声を上げられるよう、孤独・孤立を防ぎ、相談につなげるための取組が必要です。

また、DVの加害者は罪の意識が薄い傾向にあるため、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力は決して許されるものではな

⁷ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、元配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、精神的に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。これらの暴力の多くは家庭内で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期にわたり繰り返行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合があります。

⁸ デートDV

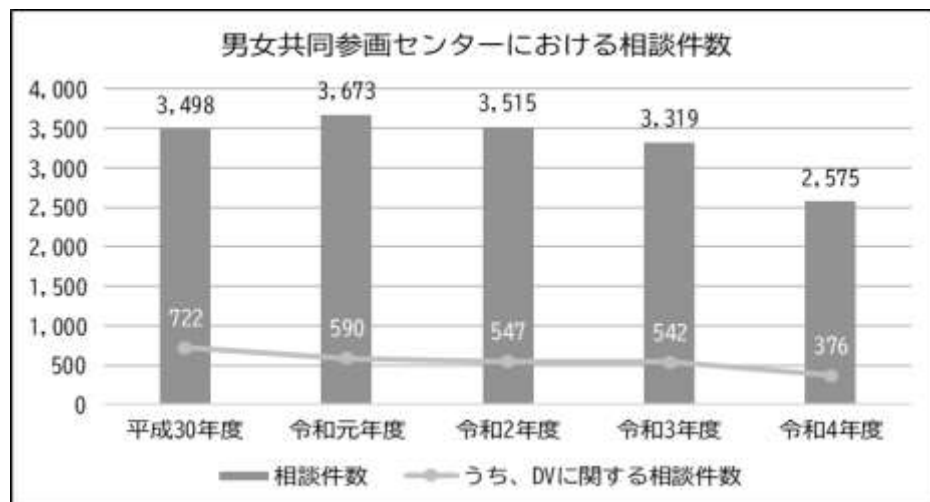
恋人同士など結婚していない男女間で起こる暴力のことを言います。身体的暴力だけでなく、貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声で怒鳴る、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為が学生など若年層においても起きています。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性もあり対策が必要となっています。

いという認識を社会全体で共有することが重要です。

女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられることが必要です。こうした困難な問題を抱える女性ができる限り早く相談支援を受けられるよう、早期発見の取組や適切な情報提供が必要となります。

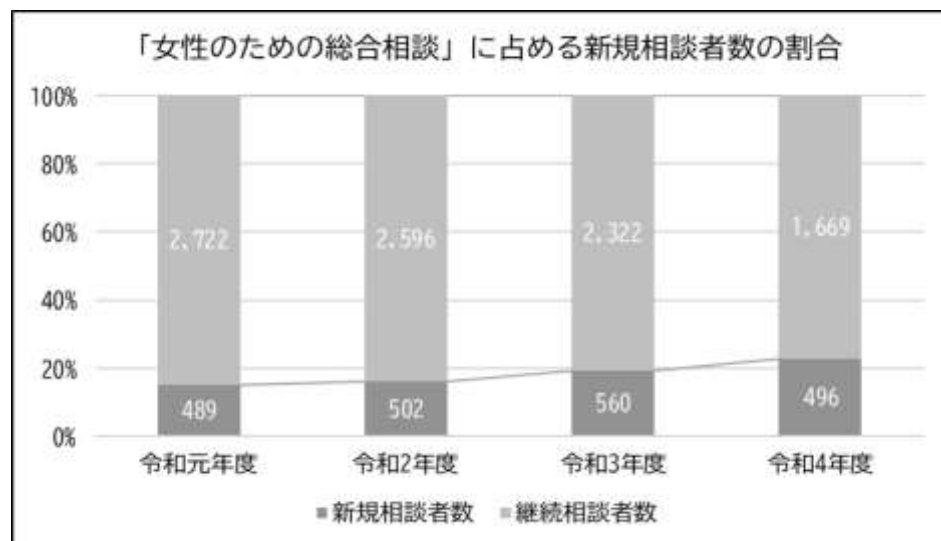
また、国の調査によると、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数は年々増加しており、かつ、令和4年度（2022年度）の相談者の被害時の年齢を見ると、約半数を10代以下が占めています。子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの頃から発達段階に応じて正しい知識を身につけられるための取組が求められています。

男女共同参画センターにおける相談件数



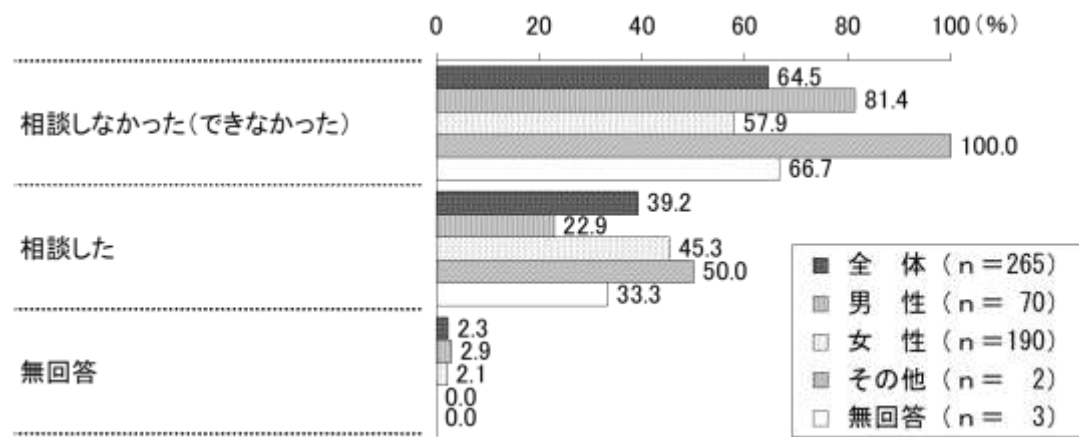
資料：男女共同参画課調べ

「女性のための総合相談」に占める新規相談者数の割合



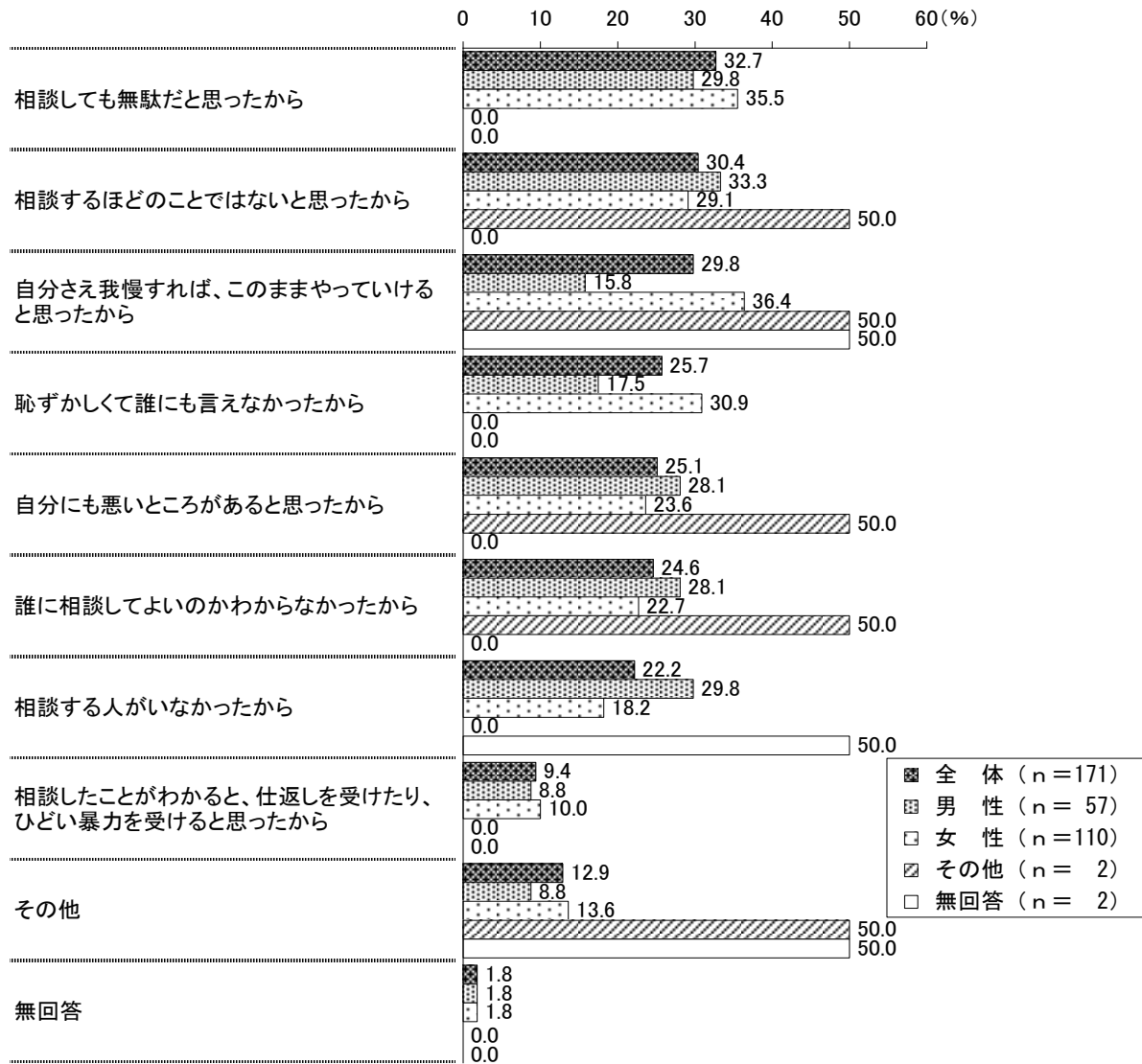
資料：男女共同参画課調べ

DV・デートDVを受けた時の相談の有無

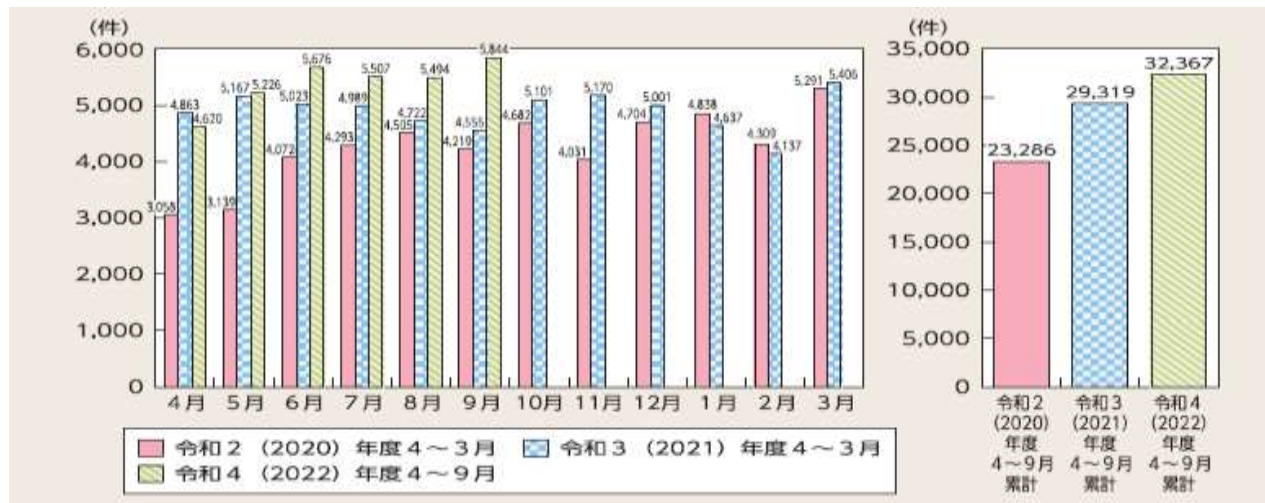


資料：令和4年度（2022年度）市民意識・実態調査（八王子市）

DV・デートDVを受けた時に相談しなかった(できなかった)理由

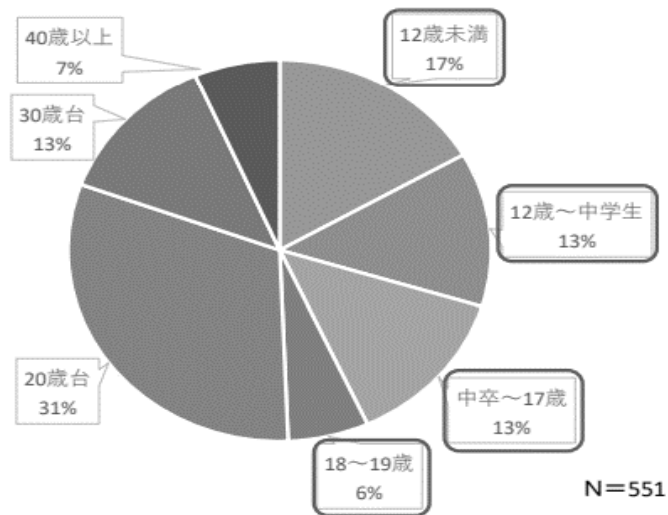


性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数



出典：令和5年度 男女共同参画白書（内閣府）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの令和4年度(2022年度)の相談者の被害時の年齢



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年（2022年）6月～8月）

出典：子ども・若者の性被害に関する状況等について（内閣府）

[取組・取組の方向性]

取組

3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶

取組の方向性

- (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組
- (2) 様々な相談メニューの実施
- (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援
- (4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

取組

3-2 困難を抱える女性等への支援

取組の方向性

- (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組
- (2) 様々な相談メニューの実施
- (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援
- (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発

取組 3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶

取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

被害者が、自身が被害者であることを自覚しないまま、周囲も気付かないうちに暴力が深刻化することがないように社会全体で暴力を容認しない意識を醸成するために、DVに関する意識啓発や相談窓口の周知をさらに進めます。また、相談に至っていない被害者ができる限り早く支援を受けられるよう、早期発見に向けて取り組みます。

取組No.	主な取組	概要
継続 24	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実(32に再掲)	○DVについての認識を深め、防止するための啓発を実施
新規 25	被害者の早期発見に向けた取組(新規)	○被害の深刻化・複雑化を防ぎ、被害者が相談につながるためのきっかけづくり ○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、被害者の抱える課題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施

取組の方向性(2) 様々な相談メニューの実施

各種相談窓口における相談を通して、関係機関が連携を図りながら、被害者の状況に応じた支援につなげます。関係機関の職員による二次加害を防止するため、DV被害者支援への理解を深めるための研修等を実施します。

取組No.	主な取組	概要
充実 26	被害者支援のための相談の実施（充実）	○関係機関との連携により、様々なメニューの相談を実施 ・DV・デートDVに関する相談 ・夫婦・パートナー間の悩みや問題に関する相談
継続 27	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の相談にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施

取組の方向性(3) 関係機関と連携した切れ目のない支援

被害者の安全確保と自立に向け、切れ目のない支援につながるよう、関係機関と連携します。

取組No.	主な取組	概要
継続 28	被害者の安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携・協力した被害者の安全確保 ・緊急一時保護 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・国民健康保険・年金等の手続きに対する支援 ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・外国人被害者の安全確保のための通訳等支援
継続 29	被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者に対し、関係機関と連携し、自立に向けた支援を実施。 ・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援 ・職業紹介、面接対策などの就労支援 ・就職に必要な知識・技能を習得するための支援 ・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を実施
充実 30	被害回復に向けた心理的ケア（充実）	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携を図りながら、心理的な支援を実施
継続 31	被害者支援への理解を深めるための研修等	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施

取組の方向性(4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

DVの根絶に向けて、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行います。

取組No.	主な取組	概要
継続 32	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実(24の再掲)	○DVについての認識を深め、防止するための啓発を実施
充実 33	生命の安全教育の実施(充実)(39に再掲)	○発達段階に応じた教育を実施することで、お互いを理解し、自分にはどのような権利があるのか、その権利を脅かすものへの対処方法を知り、被害者だけでなく、加害者、傍観者を生まないための意識啓発を図る ・幼児期からの意識啓発(新規) ・学習指導要領に基づいた学校における教育(中学校における「いのちの授業」の実施)(継続) ・中学生・高校生を対象としたデートDV予防に関する意識啓発(充実)

取組 3-2 困難を抱える女性等への支援

取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

困難な問題を抱える女性が、支援につながらないまま、その問題が深刻化してしまわないように、相談窓口の周知をさらに進めます。また、相談に至っていない女性等ができる限り早く支援を受けられるよう、早期発見に向けて取り組みます。

取組No.	主な取組	概要
新規 34	早期発見に向けた取組 (新規)	○支援を必要とする人の抱える困難な問題の深刻化・複雑化を防ぎ、相談につなげるためのきっかけづくり ○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、支援を必要とする人の抱える問題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施

取組の方向性(2) 様々な相談メニューの実施

各種相談窓口における相談を通して、関係機関が連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた支援につなげていきます。

取組No.	主な取組	概要
充実 35	支援を必要とする人の早期発見と支援のための相談の実施（充実）	○関係機関との連携により、様々なメニューの相談を実施 ・ 困難女性のための電話相談・専門相談 ・ 性暴力等に関する相談 ・ L G B T 電話相談

取組の方向性(3) 関係機関と連携した切れ目のない支援

困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられるための支援体制を整えます。

取組No.	主な取組	概要
継続 36	困難な状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携・協力し、切れ目のない支援を実施 ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援 ・職業紹介、面接対策などの就労支援 ・就職に必要な知識・技能を習得するための支援 ・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供 ・外国人相談者の安全確保のための通訳等支援
新規 37	回復に向けた心理的ケア（新規）	○関係機関と連携を図りながら心理的支援を実施
継続 38	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	○妊娠期からの切れ目のない支援（八王子版ネウボラ ⁹ ）の実施

⁹ 八王子版ネウボラ

フィンランドでの身近な地域の相談拠点である「ネウボラ」をモデルにした、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制のこと。

取組の方向性 (4)安全・安心な暮らしのための意識啓発

性犯罪・性暴力の被害者の多くは女性ですが、男性が被害を受ける場合もあります。性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行います。

また、性的指向や性自認を理由に困難な状況に置かれることがなく、誰もが安心して暮らしていけるよう意識啓発や情報提供に取り組めます。

取組No.	主な取組	概要
充実 39	生命の安全教育の実施 (充実) (33の再掲)	○発達段階に応じた教育を実施することで、お互いを理解し、自分にはどのような権利があるのか、その権利を脅かすものへの対処方法を知り、被害者だけでなく、加害者、傍観者を生まないための意識啓発を実施 ・幼児期からの意識啓発(新規) ・学習指導要領に基づいた学校における教育(中学校における「いのちの授業」の実施)(継続) ・中学生・高校生を対象としたデートDV予防に関する意識啓発(充実)
継続 40	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	○AV出演被害やJKビジネス、SNSを利用した性被害など、若年層の様々な性暴力被害を防止するための意識啓発と情報提供を実施
継続 41	性の商品化やメディアリテラシー ¹⁰ 等についての意識啓発	○性の商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を実施

¹⁰ メディアリテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。

継続 42	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	○性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を実施
----------	------------------------	---------------------------------------



男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）

令和6年（2024年）3月

発行 八王子市

編集 市民活動推進部 男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230 F A X 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）

令和6年（2024年）3月

発行 八王子市